

令和 5 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課）

項 目 名	生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長	
税 目	法人税	
要 望 の 内 容	<p>生活衛生同業組合（出資組合に限る。）及び生活衛生同業小組合が策定する振興計画に基づく共同利用施設（一の共同利用施設の取得価額が 400 万円以上のものに限る。）に係る取得価額の 6% の特別償却制度について、適用期限を 2 年間延長し、令和 7 年 3 月 31 日までとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 租税特別措置法第 44 条の 3 ・ 租税特別措置法施行令第 28 の 6 ・ 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 第 56 条の 5 第 56 条の 3 第 1 項の規定による認定を受けた組合又は小組合は、租税特別措置法で定めるところにより、当該認定計画に係る共同施設について特別償却をすることができる。 	
	平年度の減収見込額	－ 百万円
	（制度自体の減収額）	（－ 百万円）
	（改正増減収額）	（－ 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

生活衛生同業組合等は、国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について、営業者が自主的に衛生措置の基準を遵守し、及び衛生施設の改善向上を図るための組織であり、営業者の営業の振興の計画的推進、経営の健全化等を目的としている。

生活衛生同業組合等は、厚生労働大臣が定める業種ごとの営業の振興に関する指針（振興指針）に基づき、営業者の営業の振興に必要な事業（振興事業）に関する計画（振興計画）を作成し、厚生労働大臣の認定を受けることができる。

本税制措置は、生活衛生同業組合等が振興事業として共同利用施設事業を行う場合につき、税制上の特別措置を設けることにより、中小零細な営業者が大半を占める生活衛生関係営業者の協業化等による合理化、省力化等を推進し、生産性を向上させ、もって営業者の経営基盤の安定・強化を図るものである。

(2) 施策の必要性

生活衛生関係営業（全産業 534 万事業所のうち 20.2%、全従業者 5,687 万人のうち 11.7%）は国民生活と極めて密着し、我が国の地域経済の基盤となる産業であり、かつ、雇用面でも大きな役割を担うほか、生活弱者である高齢者、子育て・共働き世帯の生活を支える役割など多面的機能を含み、地域のセーフティネットとしての役割を果たしている。

一方、その大半が、経営基盤が脆弱な中小零細事業者であるところ、規制緩和の流れの中で、中小零細な生活衛生関係営業者がチェーンストアをはじめとする大企業との熾烈な競争に生き残るためには、協業化等により合理化、省力化等を進め、生産性の一層の向上を図るとともに、労働環境の改善及び福利厚生充実等を強力に推進する必要がある。

現在の生活衛生関係営業の業況判断 DI は▲54.9 と低調（※）で、経営状況は依然として厳しく、このような状況下において、大半が中小零細である生活衛生関係営業者が、地域経済においてその役割を果たすためには、少子・高齢化、環境、節電、感染対策、物価高騰、衛生水準の向上等の生活衛生関係営業を取り巻く課題に対して、共同で対応する必要性がますます高まっている。

（※）出典：株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査結果（2022年1～3月期）」

このため、大半が中小零細で資金繰りに苦しむ生活衛生関係営業者の設備投資に係る当座の負担を軽減するため、引き続き、通常の減価償却限度額とは別枠で償却できる本特別償却制度により、生活衛生同業組合等の共同利用施設（研修施設、共同工場、共同配送設備、共同冷凍・冷蔵庫、共同蓄電設備等）の整備を誘引する必要がある。

<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること</p> <p>施策大目標5 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること</p> <p>施策目標5-1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること</p>
		<p>政策の達成目標</p>	<p>生活衛生同業組合等における共同利用施設数の増加を通じ、生活衛生関係営業者の経営基盤の安定・強化を図る。</p>
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで (令和5年度～令和6年度)</p>
		<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>生活衛生同業組合等の共同利用施設数の増加を通じ、生活衛生関係営業者の経営基盤の安定・強化を図り、令和6年度における生活衛生関係営業の業況判断DIがプラスに改善することを目標とする。 なお、新型コロナウイルス感染症による影響が緩和することが必要となる。</p>
	<p>政策目標の達成状況</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響等により、生活衛生関係営業者の経営状況は厳しく、生活衛生同業組合等の財政状況が悪化し、資金不足により共同利用施設の整備に至っていない。 今後、新型コロナウイルス感染症の影響が緩和され、生活衛生同業組合等の財政状況が改善することで、本税制措置を活用した共同利用施設の整備が進み、協業化等による合理化、省力化等の推進につながり、生活衛生関係営業者の生産性の向上が期待できる。 また、株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の設備投資動向（2021年）」によれば、設備投資に意欲のある生活衛生関係営業者は一定数存在するため、これらの整備を共同利用施設として生活衛生同業組合等が実施することで、個々の営業者の経営基盤の安定・強化がより図られることが考えられる。 これらを通じ、生活衛生関係営業者の業況判断DIが改善することが期待できるものである。</p>	
<p>有効性</p>	<p>要望の措置の適用見込み</p>	<p>令和5年度：1件 令和6年度：1件</p> <p>※近年の共同利用施設の整備状況等を踏まえて推計。</p>	

		<p>要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)</p>	<p>本税制措置を活用した共同利用施設の整備の促進により、生活衛生関係営業者の協業化等による合理化、省力化等の推進につながり、生産性の向上が図られることにより、国民生活と密着し、地域経済の基盤である生活衛生関係営業者の経営基盤の安定・強化が図られ、衛生的で質の高いサービスの提供や雇用情勢の改善に寄与することが見込まれる。 また、共同利用施設の整備による生産性向上の効果は、当該生活衛生同業組合等の営業者全体に波及し得ることから、本税制措置により、当該業界全体に対して政策効果が発現するものと考えられる。</p>
相 当 性		<p>当該要望項目 以外の税制上の 措置</p>	<p>本税制措置は共同利用施設の整備が対象であるが、併せて、一定の機械装置等を対象とする中小企業投資促進税制や少額減価償却資産の損金算入制度も活用して、生活衛生関係営業者の経営基盤の安定・強化を図る。</p>
		<p>予算上の措置等 の要求内容及 び金額</p>	<p>株式会社日本政策金融公庫の生活衛生資金貸付における貸付計画額として必要な予算を確保する。</p>
		<p>上記の予算上の 措置等と要望 項目との関係</p>	<p>生活衛生関係営業者に対する貸付を行うことにより、本税制措置を活用した共同利用施設の整備をさらに促進し、経営基盤の安定・強化を図る。</p>
		<p>要望の措置の 妥当性</p>	<p>本税制措置は、生活衛生同業組合等が振興計画に基づく振興事業として共同利用施設事業を行う場合に適用されるものであり、振興計画は、厚生労働大臣の定める振興指針に基づき作成され、厚生労働大臣の認定を受けることから、適切な制度設計となっている。 また、本税制措置は、昭和54年の環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正により、法律に位置づけられ、昭和55年に創設されたものであるが、今日において、大半が中小零細である生活衛生関係営業者が地域経済でその役割を果たすため、少子・高齢化、環境、節電、感染対策、物価高騰、衛生水準の向上等の課題に対して、共同で対応する必要性がますます高まっている。 本税制措置の近年の適用実績は0件であるが、今後、新型コロナウイルス感染症の影響が緩和され、生活衛生同業組合等の財政状況が改善することで、本税制措置を活用した共同利用施設の整備が進み、協業化等による合理化、省力化等の推進につながり、生活衛生関係営業者の生産性の向上を図ることができる。 このため、本税制措置について引き続き存置する必要がある。</p>

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項

租税特別措置の適用実績

	適用件数	減収額
平成30年度	0件	0円
令和元年度	0件	0円
令和2年度	0件	0円

租特透明化法に基づく適用実態調査結果

令和2年度の適用実態調査結果
 ①租税特別措置法の条項：租税特別措置法第44条の3、第68の24条
 ②適用件数：0件
 ③適用額：0円

租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)

本税制措置の近年の適用実績は0件であるが、今後、新型コロナウイルス感染症の影響が緩和され、生活衛生同業組合等の財政状況が改善することで、本税制措置を活用した共同利用施設の整備が進み、協業化等による合理化、省力化等の推進につながり、生活衛生関係事業者の生産性の向上が図られることにより、経営基盤の安定・強化が図られる。
 また、共同利用施設の整備による生産性向上の効果は、当該生活衛生同業組合等の事業者全体に波及し得ることから、本税制措置により、当該業界全体に対して政策効果が発現するものと考えられる。
 今日において、大半が中小零細である生活衛生関係事業者が地域経済でその役割を果たすため、少子・高齢化、環境、節電、感染対策、物価高騰、衛生水準の向上等の課題に対して、共同で対応する必要性がますます高まっている。

前回要望時の達成目標

生活衛生同業組合等における共同利用施設の拡大を通じて、経営基盤の強化を図る。ただし、ひとつの指標として、今後、生活衛生関係営業の業況 DI がプラスに転じることが必要である。

前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由

新型コロナウイルス感染症の影響等により、生活衛生関係事業者の経営状況は厳しく、生活衛生同業組合等の財政状況が悪化し、資金不足により共同利用施設の整備に至っていない。
 今後、新型コロナウイルス感染症の影響が緩和され、生活衛生同業組合等の財政状況が改善することで、本税制措置を活用した共同利用施設の整備が進み、協業化等による合理化、省力化等の推進につながり、生活衛生関係事業者の生産性の向上が期待できる。
 また、株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の設備投資動向(2021年)」によれば、設備投資に意欲のある生活衛生関係事業者は一定数存在するため、これらの整備を共同利用施設として生活衛生同業組合等が実施することで、個々の事業者の経営基盤の安定・強化がより図られることが考えられる。
 これらを通じ、生活衛生関係事業者の業況判断 DI が改善することが期待できるものである。

これまでの要望経緯

昭和55年：創設
 昭和57年～平成21年：期限切れごとに延長
 平成23年：特別償却割合を8%から6%に引き下げ
 平成25年：2年間の延長

	平成 27 年 : 取得価格要件 100 万円以上を設定 平成 29 年 : 取得価格要件を 200 万円以上に引き上げ 平成 31 年 : 2 年間の延長 令和 3 年 : 取得価格要件を 400 万円以上に引き上げ
--	--